明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千九百七十号（リビアに対する制裁に関する決議）に関する件（外務七四）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（同七五）　四
○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（財務七二）　五
○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（同七三）
○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件（経済産業三四）
○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（同三五）
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（同三六）

告示

○外務省告示第七十四号

平成二十三年二月二十六日、国際連合安全保障理事会において、リビアに対して、武器の禁輸、移動の制限及び資産の凍結措置等を導入することを決定する次の決議が採択された。

平成二十三年三月八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

二千十一年二月二十六日に国際連合安全保障理事会がその第六千四百九十一回会合において採択した決議第千九百七十号（二千十一年）

安全保障理事会は、

リビアにおける情勢に対し深刻な懸念を表明し、文民に対する暴力と武力の使用を非難し、

平和的な示威運動家に対する弾圧を含む重大で組織的な人権侵害を遺憾とし、文民の死に対する深い懸念を表明し、リビア政府の最高レベルからなされた文民たる住民に対する敵対行為と暴力の扇動を無条件に拒否し、

リビアにおいて行われている重大な人権侵害と国際人道法違反へのアラブ連盟、アフリカ連合及びイスラム諸国会議機構事務局長による非難を歓迎し、

二千十一年二月二十六日付けのリビア常駐代表から安全保障理事会議長宛ての書簡に留意し、

リビアにおける全ての国際人権法違反の容疑について調査するために、また、そのような違反と実行された犯罪の事実と状況を立証し、可能な場合には責任者を特定するために、独立国際調査委員会を早急に派遣することの決定を含む二千十一年二月二十五日付けの人権理事会決議A／HRC／S－15／2を歓迎し、

リビアにおいて現在行われている文民たる住民に対する広範で組織的な攻撃は、人道に対する犯罪に相当する可能性があることを考慮し、

リビアにおける暴力から逃れることを余儀なくされた難民の窮状に対し懸念を表明し、

負傷者を手当てするための医薬品が不足しているとの報告に対しても懸念を表明し、

住民を保護するリビア当局の責任を想起し、

報道の自由を含む平和的集会と表現の自由を尊重する必要性を強調し、

自らの監督の下にある部隊によるものも含め、文民に対する攻撃の責任者の責任を問うことの必要性を強調し、

いかなる捜査又は訴追についても、安全保障理事会がこれらを国際刑事裁判所によって開始せず、又は続行しないことを要請した後の十二か月の間、開始し、又は継続することができないことを規定した国際刑事裁判所に関するローマ規程第十六条を想起し、

リビアにおける外国人の安全と権利への懸念を表明し、

リビアの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い約束を再確認し、

国際連合憲章の下での国際の平和及び安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとって、

1　暴力を直ちに停止することを要求し、住民の正当な要求を満たすための措置を要請する。

2　リビア当局に対し次のことを要請する。

(a)　最大限の抑制をもって行動し、人権及び国際人道法を尊重し、また、国際人権監視要員が直ちにアクセスすることを認めること

(b)　全ての外国人とその資産の安全を確保し、同国からの退去を希望する人々の出国を促進すること